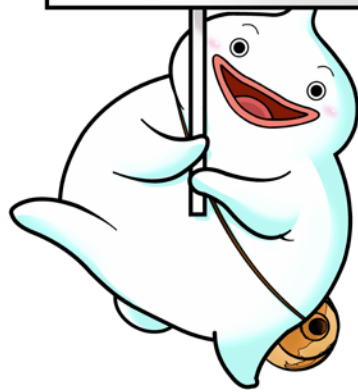


第5章



子ども・子育て支援 事業の推進

1 教育・保育提供区域の設定

国の基本指針では、市町村は教育・保育を提供する単位として、地理的条件や社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、教育・保育提供区域を設定することとされています。

前計画では、柔軟かつ現実的な需給調整を可能とするため、提供区域を「市全域」と決めました。市全域を提供区域とすることは、勤務状況に合わせた施設利用や、教育・保育の特性を踏まえた施設の選択等、利用者の細かなニーズにも対応しやすいという利点もあることから、本計画においても引き続き市全域を一つの教育・保育提供区域と設定することとします。

なお、地域子ども・子育て支援事業（区域設定が必要な11事業）についても、それぞれの事業の性質上、教育・保育提供区域と合わせる必要がある（一時預かり事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業）、市で一律の支援体制を構築すべき（利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業）、そもそも細かな区域設定になじまない（妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業）などの理由により、引き続き市全域を一つの提供区域と設定します。



2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

就学前児童の教育・保育について、保育所、認定こども園の利用実績やアンケート調査の結果により把握した利用希望などを踏まえ、計画期間内の「量の見込み」を設定します。そして、「量の見込み」に対する「確保方策」を設定することで、ニーズに見合った提供体制の確保を目指します。

また、教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」については、子ども・子育て支援法に基づき、保育の必要性や年齢により区分された下記の認定区分ごとに設定します。

認定区分	内 容	利用できる主な施設
1号認定	満3歳以上で、教育を希望する児童 (保育の必要性無)	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上で、保護者の就労等の理由により 保育を必要とする児童 (保育の必要性有)	保育所・認定こども園・ 地域型保育※
3号認定	満3歳未満で、保護者の就労等の理由により 保育を必要とする児童 (保育の必要性有)	

※ 認定こども園…幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持った施設として、県から認定を受けた施設。

※ 地域型保育…市から認可を受けた家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育事業。

【現状】

本市内には、現在、保育所が20施設、認定こども園が6施設あり、総利用定員は保育所1,320人、認定こども園659人、合わせて1,979人となっています。

前計画期間中の総利用者数は、市外の施設も含め、各年1,840～1,880人程度となっており、近年の保育需要の高まりにより、定員の弾力化により定員を超えた受け入れをしている施設もありますが、待機児童は発生していない状況です。

「量の見込み」と「確保方策」

(単位:人)

		令和2年度				令和3年度			
①量の見込み		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1,2歳			0歳	1,2歳
		130	1,046	180	583	130	1,004	180	557
確保方策	幼稚園	0	0			0	0		
	認定こども園	179	277	51	152	179	277	51	152
	保育所		755	137	428		755	137	428
	その他の施設		16	0	3		16	0	3
	地域型保育事業			0	0			0	0
	合計(②)	179	1,048	188	583	179	1,048	188	583
②－①		49	2	8	0	49	44	8	26

		令和4年度				令和5年度			
①量の見込み		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1,2歳			0歳	1,2歳
		130	947	180	542	130	898	180	521
確保方策	幼稚園	0	0			0	0		
	認定こども園	179	277	51	152	179	277	51	152
	保育所		755	137	428		755	137	428
	その他の施設		16	0	3		16	0	3
	地域型保育事業			0	0			0	0
	合計(②)	179	1,048	188	583	179	1,048	188	583
②－①		49	101	8	41	49	150	8	62

		令和6年度			
①量の見込み		1号	2号	3号	
				0歳	1,2歳
		130	850	180	501
確保方策	幼稚園	0	0		
	認定こども園	179	277	51	152
	保育所		755	137	428
	その他の施設		16	0	3
	地域型保育事業			0	0
	合計(②)	179	1,048	188	583
②－①		49	198	8	82

【量の見込み】

アンケート調査の結果と近年の実績に基づき各年度の量の見込みを算出しました。

本市では、少子化による児童人口の減少という要素と家庭環境の変化などによる子育て支援サービスのニーズ増大という要素の両方が存在する状況ですが、本計画期間中は前者の影響の方がやや大きくなり、保育の量は少しずつ減少していくと見込まれます。

【確保方策】

1号認定については、毎年度130人の利用を見込んでいますが、平成31年4月の利用者は122人、認定こども園（教育部分）の総定員は179人であることから、現在の体制で対応可能です。

2号認定については、計画期間における利用者の最大見込み人数は令和2年度の1,046人で、現在の保育利用定員は1,048人であることから、現在の体制で対応可能です。

3号認定の0歳児については、年度途中における利用者増を踏まえ、毎年度180人の利用を見込んでいますが、現在の総定員が188人であることから、現在の体制で対応可能です。

3号認定の1、2歳児については、計画期間における利用者の最大見込み人数は令和2年度の583人で、現在の保育利用定員は583人であることから、現在の体制で対応可能です。

なお、本計画では各施設の利用定員を基に確保方策の数字を設定していますが、一定条件の範囲内で利用定員を超えた受け入れも可能であることから、引き続き定員の弾力的運用も行いながら、待機児童ゼロを維持します。

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まりましたが、本市においては無償化以前から、3歳児～5歳児のほとんどが保育所や認定こども園を利用している状況（入所率約98%）であったこと、さらに0歳児～2歳児についても本市の独自施策である「すこやか子育て支援事業」により第2子以降の保育料を全額軽減するため、無償化の影響は少なく、現行制度においては計画期間中も同様と考えられます。

3 教育・保育の一体的提供等の推進と円滑な利用の確保

(1) 認定こども園の普及にかかる基本的考え方

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、本市では、幼稚園を中心に認定こども園への移行が進み、現在、幼保連携型が5施設、保育所型が1施設整備されています。

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に子どもを受け入れることができる施設として設けられ、教育・保育の一体的提供という観点からは大きなメリットが認められる施設です。しかし、私立の幼稚園・保育所においては、運営者の事業に対する考え方（建学の精神など）や、教育・保育に対する方針があり、利用者もその考え方等への共感が利用につながっていることを考慮すると、一律に認定こども園への移行を促進することは適当でないと考えられます。

そのため、幼稚園・保育所から認定こども園への移行については、それぞれの施設並びに運営事業者の意向を尊重することとします。

(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割等に係る基本的考え方

特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）の役割は、質の高い教育・保育サービスを提供することにあり、特定地域型保育事業所（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）は、特定教育・保育施設を補完し、就労状況などにより、特定教育・保育施設におけるサービスを受けることが難しい家庭を支援することを役割とします。

本市には今のところ特定地域型保育事業所がなく、そもそも特定教育・保育施設との連携の問題は発生しませんが、もし将来的に特定地域型保育事業所が認可されることがあれば、市として情報の共有等、両者の連携強化を支援する必要があります。

また、地域子ども・子育て支援事業は、妊娠期を含むすべての子育て家庭をバックアップする役割を担う事業として位置づけ、子育て家庭のニーズを検証しながら、必要な家庭に必要とするサービスが提供できるよう、市の責任において事業の実施体制を整備していきます。

（３）教育・保育の質の向上

市内の各保育所及び認定こども園では、各施設の運営方針に基づき、定期的な職員研修や保護者との懇談会などを行うことによって、より良い教育・保育サービスに努めるとともに、園長会議等において、各園の特色ある保育実践等の報告や情報交換を行い、質の確保に努めています。今後も、教育・保育の質の向上のため、職員の資質向上に向けた研修等の充実と定期的な情報交換を実施します。

また、市内の保育所、認定こども園、小学校、関係団体などとの連携を一層強化し、本市における幼児期の教育及び小学校教育の接続のあり方を明確にし、すべての保育所、認定こども園及び小学校で共通した考え方に基づいた実践を行うことで、子どもの成長に切れ目のない支援とより良い環境づくりを進めます。

（４）教育・保育施設の円滑な利用の確保

産前・産後休業、育児休業期間中の保護者をはじめ、すべての子育て世帯に対して、子育て支援に関する情報提供や相談支援を継続します。

また、育児休業満了時（原則 1 歳到達時）からの特定教育・保育施設の利用を希望する保護者が育児休業満了時から円滑に利用できるよう、対象者に対する利用希望の把握に努めるとともに、特定教育・保育施設との調整をはじめとする計画的な受け入れ方策の検討を進めます。



4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況やアンケート調査の結果等により把握した利用希望などを踏まえた上で、計画期間内の「量の見込み」及び「提供体制の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

（１）延長保育事業

保育が必要な児童に対し、保育所等において通常の保育時間前後などに保育を行う事業です。

【現状】

市内の保育所 18 園と認定こども園 2 園で延長保育を実施しています。近年の実績は、735 人から 600 人程度で推移しています。

「量の見込み」と「確保方策」					(単位:人)
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	700	700	700	700	700
②確保方策	700	700	700	700	700
②－①	0	0	0	0	0

【量の見込み】

アンケート調査結果と近年の実績を踏まえ、毎年度 700 人の利用を見込みました。

【確保方策】

現在の体制で対応できる見込みです。

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ・学童クラブ）

就労などの理由により、昼間保護者が家庭にいない就学児童に対して、放課後に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。

【現状】

市内 12 か所の放課後児童クラブで実施しており、全クラブの総利用定員は 437 人となっています。なお、市内には上記以外に自主事業として学童保育を実施している施設もあります（7 か所）。

「量の見込み」と「確保方策」		(単位:人)				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1 年生	142	153	145	141	135
	2 年生	113	108	116	110	107
	3 年生	76	75	72	78	74
	4 年生	38	38	37	35	38
	5 年生	25	26	26	25	24
	6 年生	10	10	10	10	10
	計	404	410	406	399	388
②確保方策		437	437	437	437	437
②－①		33	27	31	38	49

【量の見込み】

各学年の推計児童数に、補助事業実施 12 クラブの令和元年 5 月 1 日現在の学年別利用率を乗じて利用者数を見込みました。

計画期間における利用者の最大見込み人数は令和 3 年度の 410 人で、その後は児童数の減少に伴い、徐々に減少が見込まれます。

【確保方策】

現在の総定員が 437 人であることから、現在の体制で受け入れ可能です。

「新・放課後子ども総合プラン」について

共働き家庭の「小1の壁」※を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、国は平成30年9月「新・放課後子ども総合プラン」を策定しました。

このプランは、近年の女性就業率の上昇により、さらなる共働き家庭の児童数の増加が見込まれるため、「放課後児童クラブ」及び「放課後子ども教室」を一体的に又は連携して実施することを目標としています。

本市においても「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」の連携を図り、双方の利用児童が交流できる仕組みづくりを図ることとします。

そのためには、「放課後児童クラブ」の担当部局である「福祉保健部こども課」と「放課後子ども教室」の担当部局である「教育委員会社会教育課」の連携が不可欠であるため、両事業の実施状況や課題などについて情報共有を図り、十分協議をしながら推進していきます。

※「小1の壁」…保育所等を利用していた共働き家庭等の児童が小学校入学後、長時間預かる場所が無くなることで、やむを得ず親が働き方の変更をしなければならない等の問題

本市の放課後子ども教室について

「放課後子ども学習室」として市内のすべての小学校及び中学校において実施しています。

・開所時間 月曜から金曜日 15:30～16:30

利用実績

(単位:人)

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
6,158	17,690	27,443	30,078	34,732

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において一定期間養育・保護を行う事業です。

【現状】

児童養護施設に委託していますが、利用実績は、平成 29 年度 18 人日、平成 30 年度 5 人日となっています。

「量の見込み」と「確保方策」		(単位:人日/年)			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	24	24	24	24	24
②確保方策	24	24	24	24	24
②－①	0	0	0	0	0

【量の見込み】

利用実績を参考に、月に 2 人が利用すると仮定して、年間 24 人日の利用を見込みました。

【確保方策】

現在の委託先で対応できます。

（４）地域子育て支援拠点事業

乳幼児のいる子育て中の親子に対する交流の場を設けて、子育てについての相談、情報の提供、その他必要な支援を行う事業です。

【現状】

市内7か所の地域子育て支援センター（私立6、公立1）を開設し、親子の交流やつどいの場の提供、子育てに関する相談や情報の提供等の総合的な子育て支援を実施しています。平成30年度の月あたり利用実績は1,716人日となっています。

「量の見込み」と「確保方策」

（単位：人日／月）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	1,613	1,526	1,481	1,421	1,363
②確保方策	1,613	1,526	1,481	1,421	1,363
②－①	0	0	0	0	0

【量の見込み】

就園していない児童が主な対象児童と見込み、アンケート調査の結果に基づき各年度の量の見込みを算出しました。

計画期間における最大見込み量は令和2年度の1,613人日で、その後は徐々に減少することが見込まれます。

【確保方策】

現在の7か所で対応できる見込みです。

(5) 一時預かり事業（幼稚園等における在園児対象型）

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するために、希望のあった在園児を対象として、幼稚園等の教育時間の終了後に引き続き預かる事業です。

【現状】

市内に幼稚園はありませんが、認定こども園の1号認定を対象に実施しています。平成30年度の延べ利用人数は1,551人日となっています。

「量の見込み」と「確保方策」 (単位:人日/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
②確保方策	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
②－①	0	0	0	0	0

【量の見込み】

量の見込みは、平成29年度及び30年度の利用実績を参考に、毎年度利用者数10人、1人当たりの年間利用日数を180日（15日×12月）として見込みました。

【確保方策】

現在の体制で対応できる見込みです。

(6) 一時預かり事業（幼稚園等における在園児対象型以外）

家庭での保育が一時的に困難になった児童について、保育所等の施設において預かりを行う事業です。

【現状】

市内の保育所 13 園及び認定こども園 3 園で実施しています。平成 30 年度の利用実績は 1,305 人日／年となっています。

「量の見込み」と「確保方策」 (単位: 人日／年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	1,155	1,095	1,059	1,013	971
②確保方策	1,155	1,095	1,059	1,013	971
②－①	0	0	0	0	0

【量の見込み】

保育所、認定こども園を利用していない児童が主な利用対象者と見込み、アンケート調査の結果に基づき各年度の量の見込みを算出しました。

計画期間における最大見込み量は令和 2 年度の 1,155 人日で、その後は徐々に減少することが見込まれます。

【確保方策】

現在の体制で対応できる見込みです。

（７）病児保育事業

児童が病気となった場合に、病院・診療所・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に預かる事業です。

【現状】

市内の保育所３園で病後児保育を実施しています。平成３０年度の利用実績は１８人日／年となっています。

「量の見込み」と「確保方策」					(単位:人日／年)
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	100	100	100	100	100
②確保方策	100	100	100	100	100
②－①	0	0	0	0	0

【量の見込み】

アンケート調査の結果に基づき推計した量の見込みは利用実績との乖離が大きいため、量の見込みは利用実績を参考に見込みました。ただし、現在の利用実績はあまりに低調であるため、事業のPR等、利用促進を図る必要もあることから、各年度の量の見込みは平成３０年度利用実績の５倍超を見込み、１００人日としました。

【確保方策】

現在の体制で対応できる見込みです。

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

乳幼児から小学生までの家庭の保護者と援助を行いたい人との相互活動を支援する会員制事業です。

【現状】

本市では、平成30年10月からファミリーサポートセンターを設置し、事業を行っています。

ここでの事業は、小学生の放課後の預かりを対象としたものですが、本市では就学前児童の預かり等も行っています。

「量の見込み」と「確保方策」		(単位:人日/年)			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	12	12	12	12	12
②確保方策	12	12	12	12	12
②－①	0	0	0	0	0

【量の見込み】

アンケート調査の結果では、小学生の放課後の預かりについてのニーズは認められませんでした。

小学生の放課後の預かりについては、学童クラブの利用がほとんどのため、ファミリーサポートセンター事業における量の見込みは、月に1人が利用すると仮定して、年間12人日と設定しました。

なお、小学生の放課後の預かり以外の利用については、年間36人日の利用を見込んでいます。

【確保方策】

現在の体制で対応できる見込みです。

(9) 利用者支援事業

児童及びその保護者が、幼稚園・保育所・認定こども園における教育・保育や、一時預かり、学童保育等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所に専門の支援員を配置し、相談への対応や情報提供、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

【現状】

本市では未実施ですが、窓口での対応の他、島原市保健センター内の子育て支援室において、専任の保育士が保健師と連携し、児童福祉と母子保健の枠を超えた妊娠から小学校就学前までの子育てに係る一貫した相談・子育て支援を実施しています。

「量の見込み」と「確保方策」					(単位:箇所)
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込	0	0	0	0	0

【量の見込み】

利用者支援事業としては実施せず、これまでどおり、こども課窓口及び子育て支援室において教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等の実施について検討します。

（１０）妊婦健康診査

妊婦の健康管理の充実及び妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減を図るため、市が妊婦健康診査に係る費用を一部負担することで、安心して妊娠・出産ができる体制を確保することを目的とする事業です。

【現状】

母子健康手帳交付時に 14 回分の妊婦受診券を発行しています。

平成 30 年度実績は、のべ対象者数（妊娠届出数×1 人あたり受診票交付枚数）4,592 人に対し、のべ受診者数 3,993 人、受診率 87.0%となっています。

「量の見込み」		（単位：人回）			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込	3,918	3,754	3,616	3,452	3,175

【量の見込み】

計画期間中に推定される出生数に、1 人あたりの最大健診回数 14 回を乗じ、さらに前計画期間中の実績を踏まえた想定受診率（9 割）を乗じて量を見込みました。

【提供体制】

母子健康手帳を交付する際に、妊婦健康診査受診票を併せて交付します。

(11) 乳児家庭全戸訪問事業

すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

【現状】

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげています。

平成30年度の訪問実績は305人となっています。

「量の見込み」

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込	311	298	287	274	252

【量の見込み】

計画期間中の0歳児人口の推計値をもとに量を見込みました。

【提供体制】

現状どおり、乳児家庭訪問員による全対象家庭の訪問を行います。

(12) 養育支援訪問事業

支援が特に必要な家庭を継続的に訪問し、保護者に対して相談支援や育児援助などを行う事業です。

【現状】

家庭及び地域における養育機能が低下し、児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対し、加重的負担がかかる前の段階において、子育て支援員が家庭訪問を行い、当該家庭における安定した養育ができるよう継続的な支援を行っています。

平成30年度の実績は、11人となっています。

「量の見込み」

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込	10	10	10	10	10

【量の見込み】

前計画期間中の実績から、量の見込みを毎年度10人と設定しました。

【提供体制】

乳幼児家庭全戸訪問事業の訪問結果や関係機関からの情報提供等に基づき、育児ストレス、産後うつ等の問題により子育てに対して不安を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て支援員が継続的に訪問を行い、育児相談・指導や情報提供等を行います。